

## 柏崎市立小・中学校における教職員の働き方改革ガイドライン

柏崎市教育委員会

### 1 目的

- 柏崎市立小・中学校に勤務する教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- 教職員の業務量の適切な管理を行うとともに、時間外勤務の上限を定め、時間外の勤務時間を削減する。

### 2 時間外の勤務時間削減の取組目標

#### (1) 時間外勤務の削減

- 時間外の勤務時間を1か月45時間以内にする。
- 時間外の勤務時間を1年間360時間以内にする。

#### (2) 時間外勤務の上限

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、次のように時間外勤務の上限を定める。

- 時間外勤務の上限を1か月60時間とする。
- 時間外勤務の上限を1年間540時間とする。

#### (3) 勤務時間の管理

- 各学校において、校務支援システム「出退勤管理」を利用して教職員の出退勤時刻を記録し、時間外の勤務時間を把握する。
- 把握した教職員の勤務時間を月ごとに集計し、市教育委員会へ報告する。
- 校長は、時間外勤務が上限（60時間）を超えている教職員に対して、個別に面談・指導を行う。

### 3 学校と教育委員会が連携して進める取組

#### (1) 勤務時間に対する意識改革

##### ○勤務時間のマネジメントに関する管理職対象の研修の実施

学校における業務改善には、管理職のマネジメント能力の向上が不可欠であり、時間管理、健康管理などの内容を盛り込んだ研修を実施し、管理職のマネジメント力を強化する。

##### ○教職員の働き方に関する観点からの学校運営方針、学校自己評価、教職員評価の見直し

校長は、学校運営方針に、優先すべき業務をはじめ、学校の組織や在校等時間の管理、健康管理等のマネジメントの方針を示し、これに基づき、学校自己評価を行う。また、教育委員会は、校長をはじめとする教職員の評価について働き方の観点を位置付ける。

### (3) 部活動指導の適正化

#### ○部活動の数の見直し

生徒数が減少しているにもかかわらず、部活動数が減少していない学校が多く、部活動そのものに支障が生じていることに加え、教職員の負担増になっていることから、学校規模に応じた部の数に見直す。

#### ○「柏崎市部活動ガイドライン」の遵守

部活動の日数、時間については、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するため策定した「柏崎市部活動ガイドライン」を遵守する。

#### ○複数の顧問制などによる部活動業務の分担

「柏崎市部活動ガイドライン」に示した基準を守っても部活動顧問への負担が大きい場合には、複数の顧問で分担して指導するなど、1人の顧問に業務が偏ることがないよう業務分担を見直す。また、外部人材（部活動指導員等）の活用により教職員の部活動業務の負担軽減を図る。

#### ○週休日等に参加する大会・試合の精選

週休日等に開催される大会・試合への参加については、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会・試合を精選する。

#### ○休日における学校部活動地域移行への取組

「柏崎市・刈羽村の地域移行推進方針」を基に、休日における学校部活動地域移行を推進する。

#### ○中体連・各競技団体等への連携・協力・要請

中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に大会やコンクール等の削減や運営等の見直しを要請する。中学校体育連盟、各競技団体・連盟等に係る業務について、教職員が行うべき業務か、外部人材等が活用できないか、検討を要請する。

#### ○生徒・保護者への理解の促進

「柏崎市部活動ガイドライン」や「柏崎市・刈羽村の地域移行推進方針」における教職員の負担軽減などの重要性について、生徒や保護者の理解を深める取組を行う。

### (4) 業務の削減・簡素化・効率化

限られた時間の中で必要な教育活動を行うために、業務の削減・簡素化・効率化を図る。

#### ○学校行事の見直しの推進

これまで行ってきた学校行事や学年単位の行事等の精選や内容の簡素化、日数の削減等を進める。

#### ○学校業務の再整理

補習、登下校指導など、勤務時間外に行っている業務も含め、「やめる」「変える」「減らす」の観点から整理し、業務の削減を進める。

#### ○定時退勤を促す取組

チャイムの活用などにより、教職員に勤務時間の終了を知らせ、定時退勤に対する意識の徹底を図る。

### (5) 出退勤時刻の見直し・学校閉庁日等の設定

出退勤時刻の見直しを行い、勤務時間外に在籍する時間の短縮を図る。

○出退勤時刻の見直し

出勤は7時30分以降、退勤は18時30分までを目安とする。（完全退勤19:30）

○学校閉庁日の設定

学校閉庁日を夏季休業中の平日に5日以上その他、年間をとおして週休日・祝日に12日以上設定する。（時間外勤務、部活動等を完全停止する日）

○定時退勤日の設定

各学校で退勤時刻を定め、毎月、定時退勤日を設定する。

○週休日・祝日の出勤の禁止

週休日・祝日は、事前に校長の許可を得た場合を除き、原則、出勤を禁止する。

#### 4 教育委員会の取組

(1) 学校調査の精選・工夫、教職員研修の見直し

市教育委員会が行う学校への調査・照会について精査し、削減を進めるとともに、提出書類の改善・工夫を行い、書類作成の負担軽減を図る。また、教職員研修の内容や日程の見直し、PCの校務支援システムの活用を進め、教職員の負担軽減を図る。

(2) 日直業務の一部委託による業務削減と意識の向上

モデル校において、日直業務の一部（校舎見回りや施錠等）を民間業者に委託することで、日直業務を削減するとともに、19:30完全退勤の意識を高める。

(3) 外部人材の活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の外部人材の活用を進める。また、学校を取り巻く問題に関して法的なアドバイスを受けることができるスクールロイヤー（柏崎市顧問弁護士）の活用を進める。

(4) 勤務時間の割振り変更の検討

勤務時間の割振り変更に関する対象業務や期間の拡大について検討する。

（令和2年4月1日から「育児又は介護に係る早出遅出勤務制度」を導入）

(5) 教職員の働き方改革に関する保護者・市民の理解促進

保護者・市民に対し、文書配付やホームページの活用等により、教職員の働き方改革の重要性や方向性について情報提供を行い、教職員の働き方改革に対する理解が深まるよう努める。